

## 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱（抜粋）

（通則）

第1 水道水源開発等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- (3) 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。

ア 高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処理）等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれ

らの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。

イ 水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ 代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

- (4) 「資本単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

総有収水量

- (注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあって、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

水道用水供給事業の計画給水量

- (5) 「PFI事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。次号において同じ。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第14条第1項の規定により整備する事業のうち、整備後ただちに地方公共団体（一部事

務組合を含む。以下同じ。)に所有権を移転するもの。

- ② P F I 法第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を同法第 1 4 条第 1 項の規定により整備する事業のうち、整備後自ら維持・管理及び運営し、事業終了後に地方公共団体に所有権を移転するもの。
- ③ P F I 法第 1 6 条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第 2 3 条第 1 項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営するもの。

(交付の対象)

第 3 この補助金は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に交付の対象とする。

- (1) 地方公共団体が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設又は高度浄水施設等を整備するものであること。
- (2) 前号に規定する施設が水道法第 5 条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第 1 の第 2 欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第 4 欄に掲げる施設を整備するための事業（P F I 事業として行う整備事業及び地方公共団体が P F I 事業で整備された施設を買収する事業を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用であること。
- (3) 補助対象者は、地方公共団体又は P F I 事業の選定事業者 （ただし、第 2（5）①及び②に限る。）とする。
- (4) 補助対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。）にあっては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円（市町村（市町村のみを構成団体とする一部事務組合を含む。以下同じ。）実施事業にあっては10,000千円）以上のものとする。

(補助対象事業費)

第4

- 1 この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 2 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設の補助対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。PFI事業として選定事業者が行う整備についても同様とする。
- 3 地方公共団体がPFI事業で整備された施設を買収する事業の補助対象事業費は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理费用及び金利分を除く。）とする。

(以下略)